

質問第七号

商業登記に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年一月二十一日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

昭和廿參年 壹月廿四日

商業登記に関する質問主意書

商業登記取扱手続、第十一條によると法人の代表社員の印鑑証明の発行は他区域の登記所用以外は発行が出来ない不便である。

法人には他区域登記所以外に同一登記所管内にても印鑑証明の必要な場合が沢山ある、例えば代表者が電話賣買の場合も電話局に印鑑証明の必要がある、この場合に本法によると印鑑証明の発行が出来ないのであるが改正すべきであるが政府の所見を問う。

右質問に対し答弁を要求する。